

(4) 省令第二十六条第二項第二号に掲げる区分に係るもの	六万千七百円
(5) 省令第二十六条第三号に掲げる区分に係るもの	三万千円
ロ 医薬部外品の製造業の許可に係るもの	
(1) 省令第二十六条第三項第一号に掲げる区分に係るもの	六万四千六百円
(2) 省令第二十六条第三項第二号に掲げる区分に係るもの	三万五千五百円
(3) 省令第二十六条第三項第三号に掲げる区分に係るもの	二万三千九百円
ハ 化粧品製造業の許可に係るもの	
(1) 省令第二十六条第四項第一号に掲げる区分に係るもの	三万四千円
(2) 省令第二十六条第四項第二号に掲げる区分に係るもの	二万三千九百円
ニ 医療機器の製造業の許可に係るもの	
(1) 省令第二十六条第五項第二号に掲げる区分に係るもの	七万四百円
(2) 省令第二十六条第五項第三号に掲げる区分に係るもの	六万千七百円
(3) 省令第二十六条第五項第四号に掲げる区分に係るもの	三万千円

別表二十一の項中「新令」を「令」に、「新法」を「法」に、「に係る整備政令附則第九条の規定による申請」を「の申請」に改め、同項ハ中「新省令」を「省令」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同項を同表十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第十四条第九項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請	
イ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係るもの	九十円
ロ 日本薬局方に収められている医薬品の製造販売に係るもの	二万二千四百円
ハ 医療用医薬品の製造販売に係るもの	十万五千三百円
ニ 医薬品（イからハまでに掲げる医薬品を除く。）の製造販売に係るもの	三万二千六百円
ホ 医薬部外品の製造販売に係るもの	二万三千九百円
ヘ 医療機器の製造販売に係るもの	六万五千六百円

別表二十二の項中「新令」を「令」に、「新法」を「法」に改め、「同条第一項」の下に「又は第九項」を加え、「に係る整備政令附則第九条の規定による申請」を「の申請」に改め、同項イからハまでの規定中「新省令」を「省令」に改め、同項を同表二十の項とし、同項の次に次のように加える。

二十一 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第十四条第六項の規定による調査（同条第一項の規定による承認を受けた者が受けるものに限る。）又は法第八十条第一項の規定による調査（製造を開始した者が受けるものに限る。）の申請	
---	--

イ 医薬品に係るもの

- (1) 省令第二十六条第一項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (2) 省令第二十六条第一項第四号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (3) 省令第二十六条第一項第五号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (4) 省令第二十六条第二項第二号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (5) 省令第二十六条第二項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの

ロ 医薬部外品に係るもの

- (1) 省令第二十六条第三項第一号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (2) 省令第二十六条第三項第二号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (3) 省令第二十六条第三項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの

ハ 医療機器に係るもの

- (1) 省令第二十六条第五項第二号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (2) 省令第二十六条第五項第三号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの
- (3) 省令第二十六条第五項第四号に掲げる区分に係る許可を受けて製造するもの

九万二千二百円と二千六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

七万千八百円と二千二百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

三万二千五百円と六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

七万千八百円と二千二百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

三万二千五百円と六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

九万二千二百円と二千六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

七万千八百円と二千二百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

三万二千五百円と六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

九万二千二百円と二千六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

七万千八百円と二千二百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

三万二千五百円と六百円に製造する品目の数を乗じて得た額との合計額

		計額
	二十二 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第四十条の二第二項の規定による医療機器の修理業の許可の申請	六万九千四百円
	二十三 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第四十条の二第三項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請	四万七千六百円
	二十四 令第八十条の規定により知事が行うこととされている法第四十条の二第五項の規定による医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請	一万七千五百円
	二十五 令第八十条の規定により知事が行うこととされている令第五条の規定による製造販売業の許可証の書換え交付	二千元
	二十六 令第八十条の規定により知事が行うこととされている令第六条の規定による製造販売業の許可証の再交付	二千九百円
	二十七 令第八十条の規定により知事が行うこととされている令第十二条（令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による製造業又は修理業の許可証の書換え交付	二千元
	二十八 令第八十条の規定により知事が行うこととされている令第十三条（令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による製造業又は修理業の許可証の再交付	二千九百円

別表の備考を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百三十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる医薬品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付又は再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十五号

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例

秋田県公害防止条例（昭和四十六年秋田県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中「秋田市」の下に「（河辺及び雄和を除く。）」を加える。

## 附 則

この条例は、平成十七年一月十一日から施行する。

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十六号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年秋田県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号に次のただし書を加える。

ただし、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車又は同条第四項に規定する特定再資源化物品である産業廃棄物を除く。

## 附 則

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第二条第一号ただし書の規定は、平成十七年一月一日以後に使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八条の規定により引取業者に引き渡された使用済自動車、当該使用済自動車に係る同法第二条第三項に規定する解体自動車及び当該使用済自動車又は当該解体自動車に係る同条第四項に規定する特定再資源化物品について適用する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

## 秋田県条例第七十七号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イ(4)に次のただし書を加える。

ただし、調理室は、家庭用調理室が専ら営業者及び従事者によって使用される場合は、当該家庭用調理室を兼ねることができる。

別表第二号の表一の項イ及び二中「仕出し屋」を「仕出屋」に改め、同表十一の項ハ中「分割」を「分割し、」に改め、同表十九の項ロに次のただし書を加える。

ただし、殺菌等を打栓後に行う場合は、自動充てん機及び自動打栓機を要しない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第七十八号

秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例の一部改正)

第一条 秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例(昭和三十二年秋田県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号を次のように改める。

二 破産者で復権を得ないもの

(秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第二条 秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

## 附 則

秋田県知事 寺 田 典 城

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県条例第七十九号

秋田県職員定数条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

- 一 秋田県職員定数条例（昭和二十四年秋田県条例第二十四号）第一条、第二条第六号及び第三条
- 二 特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）別表
- 三 秋田県情報公開条例（昭和六十二年秋田県条例第三号）第二条第二項
- 四 秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第三百二十八号）第二条第二号

附 則

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前において、秋田県情報公開条例又は秋田県個人情報保護条例の規定により地方労働委員会がした決定その他の行為又は地方労働委員会に対してされた請求その他の行為は、これらの条例の相当規定により労働委員会がした決定その他の行為又は労働委員会に対してされた請求その他の行為とみなす。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十四日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県条例第八十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第二十四条を次のように改める。